

7 参考資料(関連法規)

4)「建築基準法」防耐火性能に関わる規定

⑧準防火地域内木造3階建て建築物の設計基準(令136条の2)(準防戸建3階仕様)

■外壁の開口部の構造及び面積

- 隣地境界線などからの距離が、1m以内の部分にある外壁の開口部は、防火設備を設ける必要があります。ただし、開口面積が0.2m²以内の換気口は防火設備を設ける必要はありません。
- 隣地境界線などまたは道路中心線からの距離が、5m以下の部分にある外壁の開口部は、それぞれの距離に応じて、開口部の面積の制限を受けます。

■外壁の構造

- 外壁の構造は、準耐火構造とするか、屋外側を防火構造とし、屋内側に下記の防火被覆を設ける必要があります。

■主要構造部

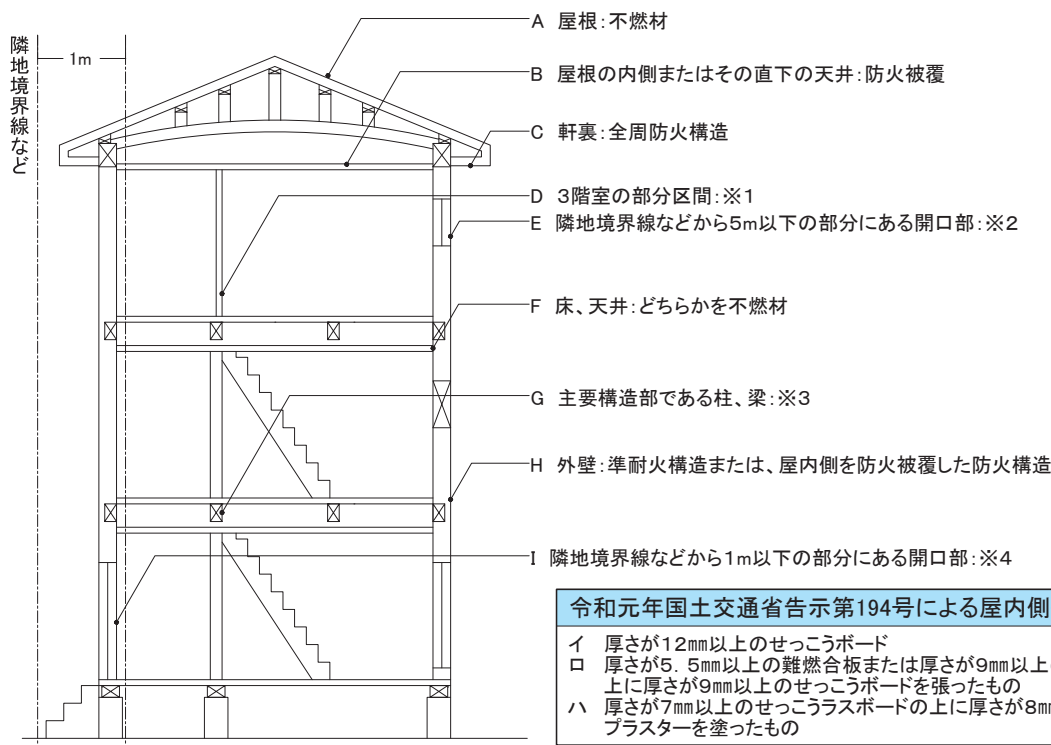
- 柱および梁の構造は、通常の火災より、建物全体が容易に倒壊するおそれのないよう、その方法および寸法の制限を受けます。

■床またはその直下の天井の構造

- 通常の火災時において、下の階から上階へ容易に延焼しないよう、防火上の措置について、最下階の床を除き定められています。

■屋根またはその直下の天井の構造

- 外壁と同様、室内側から通常の火災において、容易に炎および火熱が外部に噴出しないよう、防火上の措置について定められています。



※1 間仕切壁または戸(ふすま・障子その他これらに類するものを除く)で区画されています。

(通常のフラッシュ戸、間柱の入った壁であれば問題ありません)

※2 距離に応じて面積を制限する。延焼のおそれのある部分は防火設備とする必要があります。

※3 小径を12cm以上とするか、または防火上有効に被覆する必要があります。

※4 常時閉鎖式などの防火設備とする必要があります。